



令和 2 年 (2020 年) 5 月 14 日

長野県鍍金工業組合長 様

水 大 気 環 境 課 長

公害の防止に関する条例施行規則の一部改正について (通知)

本県の環境行政の推進については、日ごろから格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、公害の防止に関する条例施行規則 (昭和 48 年長野県規則第 7 号。以下「規則」といいます。) について、下記のとおり改正したので、御了知いただくとともに、会員に対し周知をお願いします。なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

(1) 卸売市場法の改正に伴う改正

ア 改正内容

平成 30 年 6 月に公布された卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 62 号) により、従来の国及び都道府県による卸売市場の許認可制に代えて、一定の要件を満たす卸売市場について、国又は都道府県が中央卸売市場又は地方卸売市場として認定するとともに、本認定を受けるかは開設者の任意であることとされました。

これに伴い、規則別表第 1 の 7 の項の記述を改めました。

なお、改正前後で規制の対象範囲に変更はありません。

イ 施行期日

令和 2 年 6 月 21 日

(2) 道路運送車両法の改正に伴う改正

ア 改正内容

令和元年 5 月に公布された道路運送車両法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 14 号) 第 2 条の規定により、道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 第 77 条に規定する「自動車分解整備事業」に、新たな装置 (自動運行装置) 及び各種装置の取り外しを行わない整備・改造事業が追加され、「自動車特定整備事業」として再定義されました。

これに伴い、規則別表第 1 の 8 の項の「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改めました。

イ 施行期日

公布の日

ウ 留意事項

新たに特定施設となった施設を設置している場合については、公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）第19条に基づき、施行期日から60日以内に届出が必要になります。

2 公布文及び新旧対照表

別添長野県報のとおり

環境部 水大気環境課 水質保全係
(課長) 仙波 道則 (担当) 飯島 庸平
電 話 026-235-7162 (直通)
ファクシミリ 026-235-7366
電子メール mizutaiki@pref.nagano.lg.jp



長野県報

5月11日(月)

令和2年
(2020年)

第104号

目次

規則

公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(水大気環境課)..... 1

告示

令和2年3月19日専決処分した令和元年度補正予算の要領(財政課)..... 2

令和2年4月28日成立した令和2年度補正予算の要領(財政課)..... 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(障がい者支援課)..... 3

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定更新(障がい者支援課)..... 3

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退(障がい者支援課)..... 4

過疎地域自立促進特別措置法に基づく市町村道の改築工事の完了(道路管理課)..... 4

土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)..... 4

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... 4

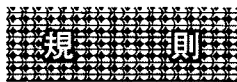
公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(5件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室)..... 5

土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)..... 8

開発行為に関する工事の完了(4件)(都市・まちづくり課)..... 8

道路交通法に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施(東北信運転免許課)..... 9



水大気環境課

公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布します。

令和2年5月11日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第43号

公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公害の防止に関する条例施行規則(昭和48年長野県規則7号)の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項中「第2条第4項」を「第2条第2項」に、「地方卸売市場」を「卸売市場」に改め、同表の8の項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改める。

附則

この規則中、別表第1の8の項の改正規定は公布の日から、同表の7の項の改正規定は令和2年6月21日から施行する。

公害の防止に関する条例施行規則新旧対照表

改正案		現行	
(別表第1) (第4条関係)		(別表第1) (第4条関係)	
特定施設		特定施設	
1～6	略	1～6	略
7	卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定する卸売市場に設置される水産物に係る施設であつて、次の各号に掲げるもの（これらの総面積が200平方メートル以上1,000平方メートル未満の事業場に係るものに限る。） (1) 卸売場 (2) 仲卸売場	7	卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第4項に規定する地方卸売市場に設置される水産物に係る施設であつて、次の各号に掲げるもの（これらの総面積が200平方メートル以上1,000平方メートル未満の事業場に係るものに限る。） (1) 卸売場 (2) 仲卸売場
8	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定する自動車特定整備事業の用に供する洗車施設であつて、自動式車両洗浄施設以外のもの（屋内作業場の総面積が300平方メートル以上800平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）	8	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定する自動車分整備事業の用に供する洗車施設であつて、自動式車両洗浄施設以外のもの（屋内作業場の総面積が300平方メートル以上800平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
9	略	9	略